私学助成の私立幼稚園に通う墨田区民向け

国の幼児教育・保育の無償化により 令和元年 10 月から 補助金制度が変わります

(1)保育料・入園料

対象 私学助成の私立幼稚園に通う、満3歳から小学校就学前までのお子さん

満3歳児は園則に定員等の定めがある園のみ対象

保育料等の保護者補助金を申請するためには、【新1号認定】もしくは裏面の【新2・3号認定】

を受ける必要あり

補助額 保育料・入園料は国の基準で**月額 25,700 円まで**補助(実際に園に支払った額が補助額の上限。 国とは別途、都・区の上乗せあり。各階層の国・都・区の補助合計額は補助限度額表を参照) 区独自の入園料補助は7万円まで(園児1人につき1回限り)

なお、「保護者の年収が約360万円未満の世帯」または「小学3年生までの兄姉から数えて第3子 以降」は、園で実費徴収している給食費(主食費+副食費)のうち、副食費相当分を補助(月額上限 4,500円。ただし、給食実施日数等による)

(2)幼稚園等の預かり保育【新2・3号認定】については、裏面をご覧ください

|【新1号認定】の申請

在籍する園を通じて配付している「施設等利用給付認定申請書」等の必要書類をご提出ください。

問合せ先 墨田区 子ども・子育て支援部 子ども施設課 保育係 電話:03-5608-1583

本紙に掲載している内容は、墨田区民を対象とした内容であるため、墨田区外在住の方は、内容が異なる場合があります。詳しくは、お住まいの自治体にお問合せください。